別紙１

令和７年度 求職者支援訓練【第２四半期開講分】実施計画のお知らせ

このたび、求職者支援訓練に係る令和７年度第２四半期実施分（令和７年７月～９月の期間に開講する訓練コース）について、認定申請受付期間等が決定いたしましたので、お知らせします。

なお、茨城県における求職者支援訓練の認定申請は、茨城労働局訓練課が設置する「茨城県地域職業能力開発促進協議会」での協議・承認により制定される「令和７年度茨城県地域職業訓練実施計画」に基づき実施していることを申し添えます。

１．訓練開始までのスケジュール

	注意事項	7月開講コース	8月開講コース	9月開講コース
開講日 （訓練開始日）	原則、変更不可です。ただし、例えば、前期コースの修了日と当該期の開講日が重複する等、教室に空きができない等の理由で1～2日程度、後ろに遅らせたい等の要望がある場合は、申請時にご相談ください。	令和7年7月15日(火)	令和7年8月20日(水)	令和7年9月12日(金)
認定定員数	1コースの定員は13名を上限とします。（定員の下限は8名です。）	8 ～ 13 名		
認定申請に係る説明会	茨城支部（水戸事務所）で実施予定です。 参加希望者は所定の用紙を用いて、メールでお申し込みください。	書面開催に代えます。（別途、電子メールにて送付予定） 個別でのご相談も可能ですので、お問い合わせください。		
認定申請書 受付期間	来所される場合は当支部の担当者へ予約願います。期間中に申請書類等が整わない場合は、認定申請の手続きができません。	令和7年4月1日(火) ～令和7年4月14日(月) 正午まで		
認定申請書の 支部補正期間	認定申請書受付期間中に受理した認定申請書類の差し替え期限です。期間中に申請書類等が整わない場合は、認定申請の手続きができません。	令和7年4月22日(火)まで		
認定結果通知日	予定日です。機構本部から郵送されます。審査の状況により前後することがあります。	令和7年5月12日(月)		
事務担当者説明会	予定日です。認定を受けた訓練機関に当方よりご連絡いたします。（状況に応じ、認定申請説明会と同時開催又は書面開催の場合もあります。）	書面開催に代えます。（別途、電子メールにて送付予定） 個別でのご相談も可能ですので、お問い合わせください。		
（ハローワーク） 受講生募集開始日	■コース案内等は、許可通知書が届いた後に各訓練実施機関で印刷の上、各ハローワークに持参又は送付願います。 ■募集期間中はハローワーク主催の訓練説明会の他、実施機関が自ら企画する説明会（見学会、体験会等含む）を開催する等、積極的に募集・広報に努めてください。（実施日は、ハローワークに情報提供願います。）	令和7年5月19日(月)	令和7年6月20日(金)	令和7年7月15日(火)
（ハローワーク） 受講生募集締切日		令和7年6月25日(水)	令和7年7月30日(水)	令和7年8月25日(月)
訓練実施有無の 決定日	選考日の前日までに訓練実施の有無を当支部へ連絡してください。中止する場合は、併せて応募者及び茨城労働局あて同日中に連絡してください。	令和7年6月30日(月)	令和7年8月4日(月)	令和7年8月28日(木)
選考日	選考日を追加することができます。但し、選考結果発送日は変更できません。各ハローワーク、当支部へ事前にご連絡ください。	令和7年7月1日(火)	令和7年8月5日(火)	令和7年8月29日(金)
応募者あて 選考結果発送日	発送日の前日までに各ハローワークへ選考結果をお知らせください。（※早めの通知にご協力ください。）	令和7年7月7日(月)	令和7年8月12日(火)	令和7年9月4日(木)

※ 上記スケジュールは変更することがあります。変更した場合は、ホームページに掲載します。

※ ハローワーク指定来所日は別添（別表２）のとおりです。

※ 受付方法：①申請書持参、②郵送（簡易書留等、対面配達に限る）、③電子メール（当機構茨城支部が指定したパスワード付き）

※ 申請予定の方で当支部へ申請書を持参される場合は、日時のご連絡（予約）を令和７年３月２７日（木）までにお願いいたします。事前に予約をされた訓練実施機関を優先いたします。なお、予約なしで来所された場合はお待ちいただくことがありますのでご了承ください。

※ 認定申請締切日において認定申請関係書類が整わない場合、認定申請書を受理することができません。少なくとも受付期間の最初の１週目までに「最初の来所日」を予約又は認定申請書の郵送、メールをされますようお願いいたします。

※ 求職者支援訓練の新規参入の訓練実施機関におかれましては、申請前に必ず来所いただき、申請にあたっての留意事項等の説明等をさせていただきます。

２．令和７年度　求職者支援訓練（第２四半期開講分）計画定員

別添（別表１）のとおり。

※１　当該定員枠は、公告日現在の数値です。定員変更申請（増員）により変動する場合があります。

※２　計画定員枠を超える申請があった場合は、不選定になるコースが生じる場合があります。

※３　新規枠について、基礎（２３名）は基礎定員の内数とします。実践（78 名）は、実践全分野共有とし、実践枠定員の内数とします。

※４　実践コース各分野において余剰定員が発生した場合、実践コースの他分野へ振替える場合があります。詳しくは別表１をご参照ください。

３．申請上限コース数及び定員

コース区分	申請上限コース数	定員
基　礎	原則２コース。余剰定員が見込まれる場合はこの限りではありません。	１３名まで
実　践		１３名まで

※１　複数コースを申請される場合は、優先順位を付けてください。（詳しくは、【別表１】を参照のこと。）

※２　応募状況により認定時の定員を変更（増員）することが可能です（令和３年９月３０日時点で開講している訓練科から適用）。希望する場合は手順があるため、申請時にお問い合わせください。

注）増員は余剰定員の状況により認められない場合がありますので、あらかじめ御了知願います。

※３　・介護分野等に係る職場見学等促進奨励金（該当受講者１人につき１万円支給）特例措置は令和８年度末まで延長される予定となりました。認定申請の受付は改正後の省令の公布日以降ですが、令和７年度予算の成立時期によっては４月以降となる可能性もあります。

・オンライン訓練（同時双方向型）の通所要件の緩和措置（20%未満）は令和７年度末まで延長されます。認定申請の受付は改正後の関係要領の施行日以降であり令和７年４月１日となる予定ですが、状況により受付可能となる日が変更となる可能性があります。

４ その他

申請にあたっては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ上にあります申請書の提出に当たっての留意事項等を十分ご確認の上、申請書の作成をお願いします。